

令和7年4月9日

扶桑町内小中学校保護者の皆様

扶桑町教育委員会教育長

澤木貴美子

扶桑町立柏森小学校長

田口人士

「ラーニングの日」の実施について

日頃は、扶桑町並びに本校教育活動の推進に対しまして、格別のご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、愛知県では全県を挙げて愛知県「休み方改革」プロジェクトを推進しています。その取組の一環として、令和7年度におきましても、「ラーニングの日」を実施していくことにしております。

「ラーニングの日」とは、子供が保護者等とともに、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日とされています。校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引き等」と同じ扱いとなります。保護者の方のお休みに合わせて届け出をし、年に3日まで取ることができます。

扶桑町や本校といたしましても、その趣旨に賛同し、下記により実施していきたいと考えております。別紙リーフレットを参照の上、ご理解いただきますようお願いします。

記

1 「ラーニングの日」開始日

4月28日(月)から取得できます。

2 令和7年度の取得可能の日数

3日まで取得ができます。また、連続で3日間を取得することもできます。ただし、来年度に繰り越すことはできません。

3 「ラーニングの日」の出欠席

取得日は欠席とはならず、「出席停止・忌引き等」とします。

※ 裏面に続きます。

4 届け出の方法

事前に学校に「ラーニング日」を取得する旨といつ取得するのかをご連絡ください。

「ラーニングの日」の届け出は、取得日の前日まで可能とします。

totoruへの入力と連絡帳での担任への事前連絡をお願いいたします。

4月下旬から5月上旬にかけては大型連休があります。そのため、多くの方が「ラーニングの日」を取得することが予想されます。出席の状況を把握するために、大型連休付近で取得を考えられている場合は、できる限り4月21日（月）までにご連絡を頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

5 給食の取り扱いについて

通常の欠席と同様に取り扱いますので、欠食などの手続きはいたしません。

6 「ラーニングの日」を取得できない日について

学校行事等、「ラーニングの日」を取得できない日があります。「ラーニングの日」を取得できない日については学校ごとに異なります。本校においては、次の日を取得できない日とします。

- ・健康診断（内科検診、耳鼻科検診、歯科健診、眼科検診、心電図）【R7より追加】
- ・前期・後期始業式
- ・前期終業式・修了式
- ・卒業式（5年生・6年生のみ）
- ・野外学習（5年生のみ）
- ・修学旅行（6年生のみ）
- ・遠足（1～4年生のみ）
- ・体育学習発表会
- ・合唱発表会

7 取得日の学習補充

学校では、特別の学習補充は行いません。

8 計画づくり

「ラーニングの日」の導入の趣旨をご理解いただき、リーフレット等を参考にして、家庭で話し合って「ラーニングの日」の計画を立てていただければ幸いです。

なお、計画の内容や取得後の報告の提出を求めるはありません。

9 注意事項

以下のような場合は、欠席として扱わせていただきます。

- ・6の「ラーニングの日」を取得できない日に取得された場合。
- ・4日以降「ラーニングの日」を取得された場合（3日を超えて取得した日数）。